

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勤怠日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
バングラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とバングラ デシユ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	294,000千円 (H20年度 39,000千円) H21.3.31まで (H21年度 130,000千円) H22.3.31まで (H22年度 75,000千円) H23.3.31まで (H23年度 50,000千円) H24.3.31まで	H20.5.25 ダッカで (同日)	日本側 井上正幸在バン グラデシユ大使 側 アミ スル・イスラム・アイヤ ン財務省経済関係担当次官	H20.6.5 323号
バングラデシ ユ	サイクロン「シドル」被災地域多 目的サイクロンシェルター日 本国政府とバングラデシユ人 民共和国政府との間の交換公文	サイクロン「シドル」被災地域多目的サイクロンシ ェルター建設計画を実施するために必要な 1. サイクロンシェルター及び関連施設の建設に必要な 生産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 国立博物館視聴覚機材整備計画を実施するたに必 要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	958,000千円 H21.3.31まで	H20.6.9 ダッカで (同日)	日本側 井上正幸在バン グラデシユ大使 側 アミ スル・イスラム・アイヤ ン財務省経済関係担当次官	H20.6.19 364号
バングラデシ ユ	国立博物館視聴覚機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とバングラデシユ人民共和 国政府との間の交換公文		62,300千円 H21.3.31まで	H20.8.21 ダッカで (同日)	日本側 井上正幸在バン グラデシユ大使 側 アミ スル・イスラム・アイヤ ン財務省経済関係担当次官	H20.9.4 509号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めていないものは、――と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。